

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	まなびの支援課	吹田市地区公民館管理業務	①吹一地区公民館・吹一公民館さんくす分館の受付、利用、維持、保全に関する業務 ②公民館業務について、吹田市教育委員会及び公民館長との連絡とこれに伴う業務 ③その他、吹田市教育委員会においてあらかじめ示した管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹一吹六地区自治会 連合協議会	4,688,614円	地域の実情を総合的に把握している連合自治会に委託することが適当であり、また、連合自治会からも受託可能な状態であると把握しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
2	まなびの支援課	吹田市地区公民館施錠管理業務	地区公民館利用後における施錠及び安全点検	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市千里山松が丘 28番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター	10,411,422円	高齢者雇用の促進と公有財産たる公民館の適切な施錠管理が見込まれるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
3	まなびの支援課	吹田市南千里地区公民館警備・保安業務委託	①開館時及び閉館時における開錠と施錠 ②館内巡視 ③外来文書や物品を受付けたときの館長又は事務員への受渡し ④執務中の電話応対等	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府中央区博労町 3丁目2番8号 (株)東急コミュニティー 関西支社 ビル運営事業部	2,923,800円	南千里地区公民館は千里ニュータウンプラザ(津雲台1-2-1)の7階にあり、千里ニュータウンプラザの共用部分の警備・保安業務を(株)東急コミュニティーが行っている。また同ビル内にある千里市民センター大ホールの委託業務も行うなど施設全体の運営業務を熟知している。これらのことから(株)東急コミュニティーと委託契約を結ぶことが、費用面、運用面等で効率的であると考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	中央図書館	吹田市立図書館用書誌 情報使用契約(和書及び 英語書籍)	吹田市立図書館所蔵の 和書及び英語書籍にお ける書誌情報(マーク) の使用契約	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市広芝町 18番24号 ㈱図書館流通センター 関西支社	単価契約 和書マーク 1件 2,140円 英語マーク 1件 2,250円 他4項目 執行予定総額 5,274,000円	電算システム導入時より、左記業者の書誌情報マーク「TRC マーク」を使用しており、システムとの連動性を考慮し、引き続 き同マークの使用が不可欠であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】カに該当)
5	文化財保護課	重要文化財旧西尾家住 宅保存修理工事に係る 井戸陥没対策工事設計 業務	旧西尾家住宅の主屋や 米蔵に近接する井戸廻 りの地面及び井戸の陥 没対策工事の実施設計 を行う業務	令和7年4月24日から 令和7年12月26日まで (令和7年4月24日)	京都市左京区田中関田町 43番地 一般財団法人 建築研究協会	4,950,000円	実施中の重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工 事(1期工事)と密接に関連し、また当該工事の設計監理に従 事する主任技術者として文化庁から承認を受けている者が本 設計業務に従事する必要があるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【測量・建 設コンサルタント等業務】カ及び第6号【測量・建設コンサル タント等業務】(2)に該当)
6	放課後子ども 育成室	吹田市留守家庭児童育 成室指導員人材派遣業 務	留守家庭児童育成室の 指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	東京都文京区小石川 5丁目2番2号 ㈱明日香	【単価契約】 通常時間:1時 間につき 2,700円 延長時間:1時 間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保 が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、 複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及 び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切 れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該 当)
7	放課後子ども 育成室	吹田市留守家庭児童育 成室指導員人材派遣業 務	留守家庭児童育成室の 指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	枚方市東田宮 1丁目11番1-303号 ㈱クレセント	【単価契約】 通常時間:1時 間につき 2,700円 延長時間:1時 間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保 が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、 複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及 び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切 れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該 当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	大阪市淀川区西中島 4丁目13番22号 ㈱ラヴェリオリンクスタッフ	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,700円 延長時間:1時間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該当)
9	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	東京都港区南青山 3丁目1番30号 ㈱パソナライフケア	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,700円 延長時間:1時間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該当)
10	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	大阪市西区阿波座 1丁目4番4号 ㈱ワークステーション	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,700円 延長時間:1時間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該当)
11	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区大深町 4番20号 ㈱メディカルコンシェルジュ グランフロント大阪支社	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,700円 延長時間:1時間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
12	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年4月1日から 令和7年5月1日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区大深町 4番20号 ㈱アスカ 大阪支店	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,700円 延長時間:1時間につき 3,375円 執行予定額: 3,330,700円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難なことから複数の事業者と契約を締結していますが、複数の事業者と新たに契約を締結するためには、業務説明及び手続等に一定の時間が必要となり、令和7年4月1日から切れ目なく業務を執行することが困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)キに該当)

5月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	東京都文京区小石川 5丁目2番2号 ㈱明日香	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,800円 延長時間:1時間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
2	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	枚方市東田宮 1丁目11番1-303号 ㈱クレセント	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,800円 延長時間:1時間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約が必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	大阪府淀川区西中島 4丁目13番22号 (株)ラヴェリオリンクスタッフ	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,800円 延長時間:1時間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
4	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	東京都港区南青山 3丁目1番30号 (株)バナナライフケア	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,800円 延長時間:1時間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
5	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	大阪府西区阿波座 1丁目4番4号 (株)ワークステーション	【単価契約】 通常時間:1時間につき 2,800円 延長時間:1時間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
6	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	大阪市北区大深町 4番20号 ㈱メディカルコンシェル ジュグランフロント大阪支 社	【単価契約】 通常時間:1時 間につき 2,800円 延長時間:1時 間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080 円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約が必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
7	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで (令和7年5月2日)	大阪市北区大深町 4番20号 ㈱アスカ 大阪支店	【単価契約】 通常時間:1時 間につき 2,800円 延長時間:1時 間につき 3,500円 執行予定総額: 109,844,080 円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約が必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

6月～2月分については対象案件はありません。

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども育成室	吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	大阪市北区堂島 1丁目5番17号 ㈱セリオ	223,450,000円	吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
2	放課後子ども育成室	吹田市立北山田留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立北山田留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	大阪市東淀川区下新庄 3丁目8番40号 新都共栄㈱	213,650,000円	吹田市立北山田留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
3	放課後子ども育成室	吹田市立藤白台留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立藤白台留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	大阪市港区波除 5丁目4番7号 (福)淳風会・(福)燦愛会 共同事業体	360,300,000円	吹田市立藤白台留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(地域教育部)

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	放課後子ども育成室	吹田市立桃山台留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立桃山台留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	吹田市千里山竹園 1丁目24番12号 (福)耀き福祉会	315,150,000円	吹田市立桃山台留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】】キに該当)
5	放課後子ども育成室	吹田市立吹二留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立吹二留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	長崎県諫早市城見町 3番16号 特定非営利活動法人スポ キッズ	323,950,000円	吹田市立吹二留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】】キに該当)
6	放課後子ども育成室	吹田市立山二留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立山二留守家庭児童育成室の運営	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (令和8年3月31日)	大阪市港区波除 5丁目4番7号 (福)淳風会・(福)燦愛会 共同事業体	377,050,000円	吹田市立山二留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和7年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和7年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】】キに該当)